

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例（第51号）…… 2
- 秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（第52号）…… 2
- 秋田市職員の配偶者同行休業に関する条例（第53号）…… 3
- 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（第54号）…… 4
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第55号）…… 5
- 秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（第56号） 6
- 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第57号）…… 6
- 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（第58号）…… 7
- 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（第59号）……15
- 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（第60号）……20
- 秋田港振興センター条例の一部を改正する条例（第61号）…27
- 秋田市ポートタワー条例の一部を改正する条例（第62号）…27
- 秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例（第63号）……27
- 秋田市火災予防条例の一部を改正する条例（第64号）……29

規 則

- 秋田市職員の配偶者同行休業に関する規則（第36号）……29
- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第37号）……30
- 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則（第38号）……30
- 秋田市火災予防規則の一部を改正する規則（第39号）……30
- 秋田市財務規則の一部を改正する規則（第40号）……31
- 秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（第41号）……31

上下水道局管理規程

- 秋田市上下水道局職員の配偶者同行休業に関する規程（第8号）……31

訓 令

- 秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令（第12号）……31

議 会 訓 令

- 秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令（第3号）

………32

教 委 訓 令

- 秋田市教育委員会職務服務規程の一部を改正する訓令（第3号）………32

上 下 水 道 局 訓 令

- 秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令（第2号）………32

告 示

- 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例による告示事項の変更について（第147号）………32
- 指定居宅介護支援事業者の廃止について（第148号）………32
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第149号）………33
- 地縁による団体の認可について（第150号）………33
- 放置自転車等の撤去および保管について（第151号）………33
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第152号）………34
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第153号）………34
- 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例による告示事項の変更について（第154号）………35
- 平成26年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第155号）………35
- 平成26年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第156号）………35
- 平成26年度軽自動車税納税通知書の公示送達について（第157号）………35
- 平成24年度および平成25年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第158号）………35
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第159号）………35
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第160号）………36
- 平成25年度分市税督促状の公示送達について（第161号）………36
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第162号）………36
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第163号）………36
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第164号）………36
- 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例による告示事項の変更について（第165号）………37
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第166号）………37

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第8号）……………37

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第13号）……………37
- 秋田市農業委員会の任期満了による一般選挙の執行について（第14号）……………37
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について（第15号）……………37
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所について（第16号）……………38
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第17号）……………38
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票所について（第18号）……………39
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について（第19号）……………40
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票所を閉じる時刻について（第20号）……………41
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における開票の事務について（第21号）……………41
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時について（第22号）……………41

農委選挙長告示

- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所について（第1号）……………42
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第2号）……………42
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における候補者の届出について（第3号）……………42
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について（第4号）……………44
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について（第5号）……………44
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について（第6号）……………45
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について（第7号）……………45
- 平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について（第8号）……………45

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第7号）……………45

監 査 委 告 示

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の

事務を補助できる期間について（第1号）……………45

上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第21号）……………45
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第22号）……………45
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第23号）……………46
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第24号）……………46
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第25号）……………46
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第26号）……………46

消防本部告示

- 秋田市火災予防条例による祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件について（第1号）……………46
- 秋田市火災予防規則による申請および届出の様式の一部改正について（第2号）……………46

公 告

- 市有物件の売払いについて……………47
- 都市計画の変更について……………48
- 入札参加希望者の公募について……………48
- 秋田市個人情報保護条例による平成25年度の運用状況の公表について……………49
- 秋田市情報公開条例による平成25年度の運用状況の公表について……………49
- 予防接種法による定期予防接種について……………49
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………49
- 財政報告書の公表について……………50
- 農用地利用集積計画の策定について……………50

条 例

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年6月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第51号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例
秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「議員は」の次に「、予算決算委員会の委員のほか」を加え、同条第2項総務委員会の項の前に次のように加える。

予算決算委員会 39人
予算および決算に関する事項
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市民事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第52号

秋田市民事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部

を改正する条例

秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成26年6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第53号

秋田市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第4項まで、第6項から第8項までおよび第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であつて外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日および末日ならびに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、任命権者が認める特別の事情とする。
- 3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる

事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）第14条に規定する特別休暇のうち秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）第14条第1項の表第6号および第7号で定める場合における休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。（届出）

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う任期付採用および臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項および次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
- (2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該更新に係る職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号俸の調整)

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、規則で定めるところにより、号俸を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）第6条の4第1項および第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての秋田市職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する理由又はこれに準ずる理由により

現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、配偶者同行休業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秋田市職員定数条例の一部改正)

2 秋田市職員定数条例(昭和24年秋田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「および育児休業」を「、育児休業」に改め、「に限る。)」の次に「および配偶者同行休業(当該配偶者同行休業を申請した職員の業務を処理するため、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項の規定により任期を定めた採用が行われている場合に限る。)」を加える。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

3 秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第16条の5を第16条の6とし、第16条の4の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第16条の5 秋田市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年秋田市条例第53号)第2条の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

秋田市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第54号

秋田市市税条例等の一部を改正する条例

(秋田市市税条例の一部改正)

第1条 秋田市市税条例(昭和25年秋田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所もしくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。))」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。))第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。))をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。))」に改める。

第26条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第27条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第33条の6第2項中「施行地に」の次に「本店もしくは」を加え、「、法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6

第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第35条の2第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第71条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第5条の4中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)の次に「および第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)」を「公益法人等(同条第6項から第11項まで)」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「第40条第6項から第10項まで」を「第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条の5の4中「附則第23条の2第1項」を「附則第23条第1項」に改める。

附則第14条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第71条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第22条第1項中「第26条および第27条の3」を「第26条第1項および第2項ならびに第27条の3」に改める。

附則第22条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第22条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたもの」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続もしくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続もしくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第24条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号および第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第25条から附則第26条までを削り、附則第27条を附則第25条とする。

(秋田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秋田市市税条例の一部を改正する条例（平成25年秋田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「改正規定」の次に「（附則第23条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第2項中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

附則第3項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中秋田市市税条例附則第5条の4および附則第22条の3第2項の改正規定ならびに附則第25条から附則第26条までを削り、附則第27条を附則第25条とする改正規定ならびに次項および附則第3項の規定 平成27年1月1日
 - (2) 第1条中秋田市市税条例第71条の改正規定ならびに附則第9項および附則第12項（第1条の規定による改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）附則第14条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
 - (3) 第1条中秋田市市税条例第26条第5項の改正規定および附則第24条の2の改正規定ならびに附則第4項の規定 平成28年1月1日
 - (4) 第1条中秋田市市税条例第16条、第33条の6および第35条の2第1項の改正規定ならびに附則第14条の改正規定ならびに附則第7項、附則第10項、附則第11項および附則第12項（新条例附則第14条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
 - (5) 第1条中秋田市市税条例附則第6条の5の4、附則第22条第1項および附則第22条の2第2項の改正規定ならびに附則第5項および附則第6項の規定 平成29年1月1日
（個人の市民税に関する経過措置）
- 2 新条例附則第5条の4の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第22条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 新条例第26条第5項および附則第24条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第6条の5の4および附則第22条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 6 新条例附則第22条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
（法人の市民税に関する経過措置）
- 7 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第27条の4の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結

事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 9 新条例第71条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 10 新条例附則第14条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 11 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第14条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。
- 12 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第71条および新条例附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第71条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第14条の表以外の部分	第71条	秋田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年秋田市条例第54号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第12項の規定により読み替えて適用される第71条
新条例附則第14条の表第71条第2号アの項	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第55号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3第65号の3中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第56号

秋田市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「を含む」を「および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する機関が同条に掲げる規定によりその権限に属させられた事項を含む」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第57号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第40条」に、「第42条」を「第41条」に改める。

第16条第3項中「保育の実施」を「保育の提供もしくは法第24条第5項もしくは第6項の規定による措置」に改める。

第17条中「児童福祉施設」の次に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的および運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数および職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由およびその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児および満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始、終了に関する事項および利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、保育所の運営に関する重要事項

第20条第2項中「保育の実施」を「保育の提供もしくは法第24

条第5項もしくは第6項の規定による措置」に改める。

第32条第1項中「次章（）」の次に「第34条第2号および第3号ならびに」を加える。

第34条第8号エ中「(イ)において」を「以下このエにおいて」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第7号を第9号とし、第2号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 乳児又は満3歳に満たない幼児を入所させる保育所には、
沐浴室又は沐浴機能を有する設備を設けること。
- (3) 乳児を入所させる保育所には、調乳室を設け、又は調乳に適切な場所を確保すること。

第36条第2項中「（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定子ども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する児童（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）」および「（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）」を削る。

第40条を次のように改める。

（業務の質の評価等）

第40条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第41条を削り、第5章中第42条を第41条とする。

附則第4項中「6人以上」を「4人以上」に改める。

附則第5項から附則第10項までを削る。

別表第2中

避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	を
-----	--------------------------------	---

避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号および第9号を満たすものとする。）	に
	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路	
	3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	

改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第34条の改正規定および附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する規準を定める条例をここに公布する。

平成26年6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第58号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する規準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する規準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第4章 雑則（第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項および第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (5) 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。
- (10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。
- (11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。
- (12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。
- (13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
- (14) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・

保育施設をいう。

- (15) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
 - (16) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
 - (17) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
 - (18) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
 - (19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
 - (20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
 - (21) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。
 - (22) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。
 - (23) 地域子ども・子育て支援事業 法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。
- （一般原則）

第3条 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容および水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思および人格を尊重し、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービスもしくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園および保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるもの）に限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

- 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子どもおよび満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前

子どもの区分

- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども
の区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども
の区分および同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区
分

第2節 運営に関する基準

(利用申込者に対する説明等)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利

用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、特定教育・保育の提供を拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度、家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育又は保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調製および要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市が行うあっせんおよび要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が、遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育もしくはは保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育および特別利用教育を含む。以下この条および次条において同じ。)を提供したときは、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。))の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領をしないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。))の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特

定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就業前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就業前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。)

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項および第4項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途および額ならびに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。))の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領をしない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就業前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。))幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。))

(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設および同条第9項の規定による公示がされたものに限る。)

次号および第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26

号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

- (4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談および援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(保護者に関する市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的および運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数および職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)および時間ならびに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由およびその額
- (6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たっての留意事項(第6条第2項および第3項に規定する選考方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第24条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 支給認定子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 支給認定子どもにわいせつな行為をすること又は支給認定子どもをしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 支給認定子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の支給認定子どもによる前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の特定教育・保育施設の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。
- (4) 支給認定子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の支給認定子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をすること。

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園および保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し当該支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子

も又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し、支給認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）もしくは地域型保育（法第7条第5項に規定する地域型保育をいう。以下同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設もしくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該職員からの質問もしくは特定教育・保育施設の実態もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、市から求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければなら

ない。

(事故発生防止および発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生防止のための委員会および従業員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、直ちに市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備および保存)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備および会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たった計画
- (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録
- (3) 第19条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合は、秋田市児童福祉施設の実態および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の規定（保育所に係る部分に限る。）を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合は、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用保育を含むもの

として、この章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合は、法第34条第1項第2号の設置基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。）および小規模保育事業B型（家庭的保育事業等基準条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあってはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等基準条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等基準条例第43条の規定に準じて、その雇用する労働者の監護する小

学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）およびその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（利用申込者に対する説明等）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務の体制、利用者の負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、特定地域型保育の提供を拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育又は保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調製および要請に対する協力）

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせんおよび要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - (2) 必要に応じ、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
- 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等基準条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切で専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
- 3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号および第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育もしくは保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育および特定利用地域型保育を含む。以下この条および第50条において準用する第14条において同じ。）を提供したと

きは、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領をしないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品
 - (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定地域型保育事業者は、第3項および第4項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途および額ならびに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数および職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由およびその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員に対し、その資質の向上のため、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備および保存)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備および会計に関する記録を整備しておかななければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条の規定に基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第50条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、家庭的保育事業等基準条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数および特定地域型保育事業所に現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章(第39条第2項および第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、家庭的保育事業等基準条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数および特定地域型保育事業所に現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

第4章 雑則

(委任)

第53条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(特定保育所に関する特例)
- 2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条および第7条の規定は、適用しない。
- 3 特定保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がなければ当該委託を拒んではならない。
(施設型給付費等に関する経過措置)
- 4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）および同号ロ(2)に規定する市が定める額」とする。
- 5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に

要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）および同号イ(2)に規定する市が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

- 6 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは「6人以上15人以下」とする。
(連携施設に関する経過措置)
- 7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要で適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第59号

秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(設備運営基準の目的)

第3条 設備運営基準は、市長の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第4条 市長は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号）第1条の規定により置かれる秋田市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備および運営の水準を向上させるよう勧告することができる。

2 市長は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるものとする。

第5条 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常に、その設備および運営の水準を向上させるよう努めなければならない。

2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一般原則)

第6条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流および連携を図り、園児の保護者および地域社会に対し、当該幼保連携型認

定子ども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 幼保連携型認定子ども園は、法に定める幼保連携型認定子ども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(学級の編製の基準)

第7条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第8条 幼保連携型認定子ども園には、園長のほか、各学級ごとに担当する選任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。

- 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長もしくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定子ども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭もしくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定子ども園に置く園児の教育および保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

- (1) 満4歳以上の園児 おおむね30人につき1人
- (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね20人につき1人
- (3) 満1歳以上満3歳未満の園児 おおむね6人につき1人
- (4) 満1歳未満の園児 おおむね3人につき1人

4 前項の園児の教育および保育に直接従事する職員は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師とする。

5 第3項の規定にかかわらず、同項第1号および第2号に係る員数が学級数を下回る場合の当該員数は、当該学級数に相当する数とする。

6 園長が専任でない場合における第3項の職員の数は、原則として同項の規定により算定した数の合計数に1を加えて得た数とする。

7 幼保連携型認定子ども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第17条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定子ども園にあっては、調理員を置かないことができる。

8 幼保連携型認定子ども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第9条 幼保連携型認定子ども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定子ども園の職員の一部を他の学

校又は社会福祉施設の職員として兼ねさせることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(設備の一般的基準)

第10条 幼保連携型認定子ども園の位置は、その運営上適切で、園児の通園に際し、安全な環境に定めなければならない。

2 幼保連携型認定子ども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上および管理上適切なものでなければならない。

(園舎および園庭)

第11条 幼保連携型認定子ども園には、園舎および園庭を備えなければならない。

- 2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。
- 3 園舎および園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

4 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積

学 級 数	面積(単位 平方メートル)
1学級	180
2学級以上	320+100×(学級数-2)

- (2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第10項の規定により算定した面積

5 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
 - ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積

学 級 数	面積(単位 平方メートル)
2学級以下	330+30×(学級数-1)
3学級以上	400+80×(学級数-3)

- イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

- (2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(設備の基準)

第12条 園舎には、次に掲げる設備(第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室および職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備、手洗用設備および足洗用設備

2 満3歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる幼保連携型認定子ども園は、^{とく}沐浴室又は沐浴機能を有する設備を設けなければならない。

3 満1歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる幼保連携型認定子ども園は、調乳室を設け、又は調乳に適切な場所を確

- 保しなければならない。
- 4 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。
- 5 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第1号、第2号および第6号に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前条第2項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。
- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
- (2) 保育室等が設けられている別表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。
- (3) 前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床もしくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- イ 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 幼保連携型認定こども園の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備および消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。
- 6 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 7 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第17条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を設置しないことができる。ただし、当該幼保連携型認定こども園で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 8 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を設置しないことができる。ただし、当該幼保連携型認定こども園で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 9 飲料水用設備は、手洗用設備および足洗用設備と区別して備

- えなければならない。
- 10 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
- (1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
- (2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
- (3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 11 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
- (1) 放送聴取設備
- (2) 映写設備
- (3) 水遊び場
- (4) 園児清浄用設備
- (5) 図書室
- (6) 会議室
- （園具および教具）
- 第13条 幼保連携型認定こども園には、学級数および園児数に応じ、教育上および保育上、保健衛生上ならびに安全上必要な種類および数の園具および教具を備えなければならない。
- 2 前項の園具および教具は、常に改善し、および補充しなければならない。
- （他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準）
- 第14条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備として兼ねさせることができる。ただし、保育室等については、この限りでない。
- （教育および保育を行う期間および時間）
- 第15条 幼保連携型認定こども園における教育および保育を行う期間および時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。
- (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
- (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育および保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。
- 2 園長は、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮し、前項第3号の教育・保育時間を定めるものとする。
- （食事）
- 第16条 幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする子どもに該当する園児に対し、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第14条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により食事の提供を行わなければならない。
- 2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、できる限り変化に富み、かつ、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類および調理方法について栄養ならびに園児の身体的状況および嗜好を考慮した

ものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 幼保連携型認定子ども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供方法の特例)

第17条 次の各号に掲げる要件の全てを満たす幼保連携型認定子ども園は、前条第1項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定子ども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定子ども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

(1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定子ども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保すること。

(2) 当該幼保連携型認定子ども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける体制の整備その他の栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定子ども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

(4) 園児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、園児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた園児の健全な育成を図る観点から、園児の発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(子育て支援事業の内容)

第18条 幼保連携型認定子ども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育および保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育および保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ、適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

2 幼保連携型認定子ども園は、前項の規定による事業を行うに当たっては、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第19条 幼保連携型認定子ども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定子ども園である旨を掲示しなければならない。

(履修困難な教科に係る教育)

第20条 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(職員の知識および技能の向上等)

第21条 幼保連携型認定子ども園の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める幼保連携型認定子ども園の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定子ども園は、職員に対し、その資質の向上の

ため、研修の機会を確保しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第22条 幼保連携型認定子ども園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第23条 幼保連携型認定子ども園の職員は、園児に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 園児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の園児による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の幼保連携型認定子ども園の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。

(4) 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、園児の心身に有害な影響を与える行為をすること。

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第24条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限の濫用をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 幼保連携型認定子ども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼保連携型認定子ども園は、当該幼保連携型認定子ども園の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第26条 幼保連携型認定子ども園は、その行った教育および保育ならびに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定子ども園は、市から、当該幼保連携型認定子ども園の行った教育および保育ならびに子育ての支援について、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 幼保連携型認定子ども園は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(保護者との連絡)

第27条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡を取り、教育および保育の内容等について、当該保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年を経過する日までの間は、第8条第3項から第6項までの規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下この項において「一部改正法」という。)附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設(幼稚園および保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。次項において同じ。)の職員の配置については、なお従前の例によることができる。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第11条から第13条までおよび別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 施行日から起算して5年を経過する日までの間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第8条第4項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他の事由により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園(以下「幼稚園移行型幼保連携型認定こども園」という。)の園庭の面積については、第11条第5項の規定にかかわらず、次項に定めるところによる。

6 幼稚園移行型幼保連携型認定こども園における園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積

学 級 数	面積(単位 平方メートル)
2学級以下	330+30×(学級数-1)
3学級以上	400+80×(学級数-3)

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

7 幼稚園移行型幼保連携型認定こども園が保育室等を2階以上に設置するときは、第12条第5項の規定の適用については、同項中「第1号、第2号および第6号に掲げる要件を満たす」とあるのは、「耐火建築物で、園児の待避に必要な設置を備える」とする。

8 幼稚園移行型幼保連携型認定こども園の設置の面積については、第12条第10項第3号の規定は、適用しない。

9 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他の事由により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園(以下「保育所移行型幼保連携型認定こども園」という。)の園舎および園庭については、第11条第4項および第5項の規定にかかわらず、次項および附則第11項に定めるところ

による。

10 保育所移行型幼保連携型認定こども園における園舎の面積は、園児数に応じ、第12条第10項の規定により算定した面積以上とする。

11 保育所移行型幼保連携型認定こども園における園庭の面積は、3.3平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積以上とする。

12 保育所移行型幼保連携型認定こども園が保育室等を2階以上に設置するときは、第12条第5項の規定の適用については、同項中「第1号、第2号および第6号に掲げる要件を満たす」とあるのは「秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第90号)第34条第10号ア、イおよびカ」と、「第2号から第8号まで」とあるのは「同号イからクまで」とする。

13 幼稚園移行型幼保連携型認定こども園又は保育所移行型幼保連携型認定こども園であって、当該幼稚園移行型幼保連携型認定こども園又は保育所移行型幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第11条第5項第1号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼稚園移行型幼保連携型認定こども園又は保育所移行型幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育および保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育および保育の適切な提供が可能な場所であること。

別表 2階以上に保育室等を設ける場合の設備(第12条関係)

階	区 分	設 備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号および第9号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物

		<p>の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号および第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号および第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。
- (2) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児であって、満3歳に満たないものおよび法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合における当該児童をいう。
- (3) 乳幼児 前2号に規定する乳児および幼児をいう。
- (4) 家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (5) 小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (6) 居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- (7) 事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。
- (8) 家庭的保育事業等 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、家庭的保育事業等を利用している乳幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、秋田市社会福祉審議会条例（平成12年秋田市条例第9号）第1条の規定により置かれる秋田市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させるよう努めなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流および連携を図り、利用乳幼児の保護者および地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければ

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年 6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第60号

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第22条）
- 第2章 家庭的保育事業（第23条—第27条）
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則（第28条）
 - 第2節 小規模保育事業A型（第29条—第31条）
 - 第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）
 - 第4節 小規模保育事業C型（第34条—第37条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第38条—第42条）
- 第5章 事業所内保育事業（第43条—第49条）
- 第6章 雑則（第50条）

附則

- 第1章 総則（趣旨）

ならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第15条第2項および第3項、第16条第1項ならびに第17条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するため必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気その他の利用乳幼児の保健衛生および利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（保育所等との連携）

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項および第2項、第16条第1項および第5項、第17条ならびに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りではない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じ、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳幼児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（非常災害対策）

第8条 家庭的保育事業者等は、消火用具、非常口その他非常災害に際し必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練および消火訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

（職員の一般的要件）

第9条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性および倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論および実務について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識および技能の向上等）

第10条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のため、

研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準）

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員として兼ねさせることができる。ただし、保育室および各事業所に特有の設備ならびに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（差別的取扱いの禁止）

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 利用乳幼児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 利用乳幼児にわいせつな行為をすること又は利用乳幼児をしてわいせつな行為をさせること。

(3) 利用乳幼児の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用乳幼児による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の家庭的保育事業者等の職員としての養育又は業務を著しく怠ること。

(4) 利用乳幼児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用乳幼児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をすること。

（懲戒に係る権限の濫用の禁止）

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関し当該利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める行為その他の懲戒に係る権限の濫用をしてはならない。

（衛生管理等）

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型事業所の設備および備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（食事）

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、当該家庭的保育事業所内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により食事の提供を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、できる限り変化に富み、かつ、利用乳幼児の健全な発育に必要

な栄養量を含有する献立によらなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類および調理方法について栄養ならびに利用乳幼児の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次の各号に掲げる要件の全てを満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。ただし、当該家庭的保育事業所等内で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面および栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保すること。

(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける体制の整備その他の栄養士による必要な配慮が行われていること。

(3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。

(4) 利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた利用乳幼児の健全な育成を図る観点から、利用乳幼児の発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) 連携施設

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業もしくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等の地理的条件により第1号および第2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

(利用乳幼児および職員の健康診断)

第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期的健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場

合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ、保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置の解除又は停止その他の必要な手続をとることを家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、利用乳幼児の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

(規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的および運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数および職務の内容

(4) 保育の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由およびその額

(6) 乳児又は幼児の区分ごとの利用定員

(7) 家庭的保育事業等の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第20条 家庭的保育事業者等は、職員、財産、収支および利用乳幼児の処遇の状況を明らかにした記録を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第21条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業者等の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、市町村から、当該家庭的保育事業所等が行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置について指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとして市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルにその超える1人ごとに3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明および換気の設備を有すること。
- (4) 衛生的な調理設備および便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。
- (6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (7) 火災報知器および消化器を設置するとともに、消化訓練および避難訓練を定期的実施すること。

（職員）

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。

- (1) 調理業務の全部を委託する場合
 - (2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識および経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
 - (2) 法第18条の5各号および法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第35条第2項において同じ。）とともに保育する場合は、5人以下とする。

（保育時間）

第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条および第27条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第27条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、当該保護者の理解および協力を得よう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型および小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

（設備の基準）

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備および便所を設けること。
- (2) 乳児又は満3歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、沐浴室又は沐浴機能を有する設備を設けること。
- (3) 乳児を利用させる小規模保育事業所A型には、調乳室を設け、又は調乳に適切な場所を確保すること。
- (4) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (5) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (6) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号ならびに第34条第4号および第5号において同じ。）、調理設備および便所を設けること。
- (7) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (8) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (9) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のア、イおよびカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次のイからクまでの要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている別表第1の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。
 - ウ イに掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。
 - エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床もしくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。
 - (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもの設けられていること。
 - (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- オ 小規模保育事業所A型の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

- カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- キ 非常警報器具又は非常警報設備および消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数に1を加えた数以上とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。

(準用)

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条および第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(第31条において準用する次条および第27条において「小規模保育事業者(A型)」という。)」と、第26条および第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」とする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り保

育士とみなすことができる。

(準用)

第33条 第25条から第27条までおよび第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条および第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第33条において準用する次条および第27条において「小規模保育事業者(B型)」という。)」と、第26条および第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第29条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第4節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第34条 小規模保育事業C型を行う事業所(以下「小規模保育事業所C型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備および便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備および便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第29条第9号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人以下とする。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第37条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条および第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第37条において準用する次条および第27条において「小規模保育事業者(C型)」という。)」と、第26条および第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」とする。

第4章 居宅訪問型保育事業

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育

(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

(3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育

(4) 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者の夜間および深夜における勤務等、保育の必要の程度および家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) 地理的条件により居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市が認める地域において行う保育（設備、備品等）

第39条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

（職員）

第40条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切で専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、地理的条件により居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りではない。

（準用）

第42条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条および第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあり、第26条および第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第5章 事業所内保育事業

（利用定員）

第43条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、別表第2の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳幼児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳幼児又は幼児をいう。）の数以上の定員の数を定めなければならない。

（設備の基準）

第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条および第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、および管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第7号において同じ。）および便所を設けること。

(2) 乳児又は満3歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業

所内保育事業所には、沐浴室又は沐浴機能を有する設備を設けること。

(3) 乳児を利用させる保育所型事業所内保育事業所には、調乳室を設け、又は調乳に適切な場所を確保すること。

(4) 乳児室の面積は、ほふくしない乳児又は第1号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(5) ほふく室の面積は、ほふくする乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室および便所を設けること。

(8) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(9) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(10) 保育室等を2階に設ける建物にあっては次のア、イおよびカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次のイからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている別表第1の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

ウ イに掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床もしくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床もしくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備および消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（保育所型事業所内保育事業所の職員）

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業

所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。

（連携施設に関する特例）

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1号および第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

（保育所型事業所内保育事業への準用）

第47条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条および第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第47条において準用する次条および第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条および第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

（小規模型事業所内保育事業所の職員）

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条および次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条および次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の規定により算定した数の合計数に1を加えた数以上とし、その半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り保育士とみなすことができる。

（小規模型事業所内保育事業への準用）

第49条 第25条から第27条までおよび第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25

条中「家庭的保育事業を行う者（次条および第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条および第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条および第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条各号列記以外の部分および同条第1号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、および管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第6号において同じ。）」と、同条第6号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第7号」とする。

第6章 雑則

（委任）

第50条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（食事の提供に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条の規定による改正前の法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設もしくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条第1項、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）、（第33条および第49条において準用する場合を含む。）、および第6号（調理設備に係る部分に限る。）、（第33条および第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）、および第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）、および第7号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項（調理員に係る部分に限る。）ならびに第48条第1項（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。
（連携施設に関する経過措置）
- 3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による適切な支援を受けることができると市が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
（小規模保育事業B型および小規模型事業所内保育事業所に関する経過措置）
- 4 第32条および第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項および第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。
（利用定員に関する経過措置）
- 5 小規模保育事業C型については、第36条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員

を6人以上15人以下とすることができる。

別表第1 階に応じた施設および設備（第29条、第44条関係）

左欄	中欄	右欄
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号および第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

別表第2 事業所内保育事業の利用定員数に応じたその他の乳幼児の数（第43条関係）

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人

8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

秋田港振興センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第61号

秋田港振興センター条例の一部を改正する条例

秋田港振興センター条例（平成8年秋田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第15条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) センターにおける催しの企画および運営に関すること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

秋田市ポートタワー条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第62号

秋田市ポートタワー条例の一部を改正する条例

秋田市ポートタワー条例（平成18年秋田市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「およびポートタワーの高層部（階数が3以上の部分をいう。以下同じ。）に入場しようとする者」を削り、同条第2項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第17条中「別表第5」を「別表第4」に改める。

別表第1中「センターホール等」を「イベントホール等」に改め、センターホールの項を削り、同表に次のように加える。

3階展望室	午前利用	4,186円
	午後利用	
	夜間利用	

別表第4を削り、別表第5を別表第4とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の秋田市ポートタワー条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第63号

秋田市宅地開発に関する条例の一部を改正する条例

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6条の2」を「第6条」に、「第15条の2・第15条の3」を「第15条の2—第15条の5」に改める。

第6条の2を削る。

第9条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第11条第1項中「政令」を「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）」に改める。

第3章の2中第15条の3を第15条の5とする。

第15条の2第6号中「第24条第3項の規定による協議を経た」を「第24条の規定により作成し、又は変更した」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 別表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に定める用途の建築物を建築することを目的として行う開発行為
第15条の2に次の2項を加える。

2 市長は、前項第7号の区域を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、第1項第7号の市長が指定した区域を変更し、又は当該指定を解除する場合について準用する。

第15条の2を第15条の4とし、第3章の2中同条の前に次の2条を加える。

（法第34条第11号の条例で指定する土地の区域）

第15条の2 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当するものとして市長が指定した土地の区域とする。

(1) 次に掲げるいずれかの区域を含む土地の区域であって、その境界が道路、河川その他の土地の範囲を明示するのに適切なものにより区切られた区域から、政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域を除外した土地の区域であること。

ア 40以上の建築物（車庫、物置その他これらに類する附属建築物を除く。イおよびウにおいて同じ。）が距離60メートル以内で連たんしている区域

イ 2以上の建築物が距離60メートル以内で連たんしている2以上の区域が120メートル以内の間隔で近接するとともに、主要な道路で接続されており、かつ、これらの区域に存する建築物の合計が40以上である区域

ウ 40以上の建築物が距離60メートル以内で市街化区域および市街化調整区域にわたって連たんしており、かつ、市街化調整区域において連たんしている建築物が20以上である区域の当該市街化調整区域内の区域

(2) 幅員4メートル以上の道路が区域内に適切に配置されている土地の区域であること。

(3) 排水路その他の排水施設が、当該区域内の下水を有効に排出するとともに、当該区域およびその周辺の地域において当該排水に起因するいっ水等による被害を生じさせないような構造および能力を有し、かつ、適切に配置されている土地の区域であること。

(4) 水道その他の給水施設が、当該区域内について想定される需要に支障を来さないような構造および能力を有し、かつ、適切に配置されている土地の区域であること。

2 市長は、前項の規定により土地の区域を指定したときは、遅

滞なく、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、第1項の市長が指定した土地の区域を変更し、又は当該指定を解除する場合について準用する。

（環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途等）
第15条の3 法第34条第11号の開発区域およびその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定める予定建築物等の用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号に規定する建築物のうち、自己の居住の用に供する住宅

(2) 建築基準法別表第2（い）項第2号に規定する建築物のうち、自己の居住および業務の用に供する兼用住宅

2 前項各号に定める用途の予定建築物等の敷地面積は、200平方メートル以上とする。ただし、200平方メートル未満であっても前条第1項の規定により市長が土地の区域を指定する以前から一敷地として使用され、隣接土地との一体性がないものと認められる敷地は、この限りではない。

3 第1項各号に定める用途の予定建築物等の敷地は、前条第1項の規定により市長が土地の区域を指定する以前から存する道路に接しているものとする。

附則の次に次の1表を加える。

別表（第15条の4関係）

区域	用途
一般国道13号、主要地方道秋田雄和本荘線、主要地方道秋田岩見船岡線、主要地方道秋田空港線、主要地方道秋田御所野雄和線、主要地方道秋田北野田線、主要地方道寺内新屋雄和線、一般県道河辺阿仁線、一般県道雄和協和線、一般県道秋田空港東線、市道神内岩見線、市道和田高岡線、市道式田1号線、市道松淵神内線、市道戸島畑谷線、市道広域河辺北野田神内線、市道芝野鹿野戸線、市道芝野本田線、市道本田畑谷線、市道鹿野戸安養寺線、市道椿川安養寺線、市道竹の花藤森線、市道太子前戸賀沢線、市道本田妙法線、市道赤平大張野線、市道松淵白熊戸島線、市道高岡大沢線、市道南台七曲線、市道前田線、市道雄和中通学路線、市道平沢石田妙法線および市道雄和中央線のうち市長が定める区間において、当該道路に対し6メートル以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100メートルまでの区域	建築基準法別表第2（い）項第1号および第2号に掲げる建築物以外の建築物ならびに同表（ぬ）項に掲げる建築物以外の用途に供するもので、劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物についてはその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において着手している区域区分が定められていない都市計画区域内における開発行為、建築行為および建築物の用途の変更については、改正後の秋田市宅地開発に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第64号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 避難管理（第43条—第50条）」を「第6章 避難管理（第43条—第50条）」に改める。
2 屋外催しに係る防火管理（第50条の2・第50条の3）」

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第21条第2項および第22条中「および第9号」を「、第9号および第9号の2」に改める。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第50条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（屋外催しに係る防火管理）

第50条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

(2) 対象火気器具等の使用および危険物の取扱いの把握に関すること。

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第53条において「露店等」と

いう。）および客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡および避難誘導に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第53条に次の1号を加える。

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第56条に次の1号を加える。

(4) 第50条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第57条中「法人の代表者」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者もしくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の秋田市火災予防条例第50条の2および第50条の3の規定は、適用しない。

規 則

秋田市職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。
平成26年6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市職員の配偶者同行休業に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年秋田市条例第53号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認の申請手続）

第2条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請手続）

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(届出)

第4条 第2条第2項の規定は、条例第8条の規定による届出について準用する。

(職務復帰)

第5条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき(条例第7条第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(辞令書の交付)

第6条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。

- (1) 職員の配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合

(職務復帰後における号俸の調整)

第7条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日およびその日後における最初の昇給日(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年秋田市規則第4号)第29条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号俸を調整することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第37号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則(昭和28年秋田市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条の21第1項第3号中「」を「し」の次に「、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)をし」を加える。

第4条の22第2項中「同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、秋田市職員の定年等に関する条例(昭和59年秋田市条例第13号)第2条の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃の額に変更があることその他別に定める事由が生ずることが同号に定める期間」を「次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずるこ

とが当該期間」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 秋田市職員の定年等に関する条例(昭和59年秋田市条例第13号)第2条の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 秋田市職員の休職の事由に関する条例(昭和61年秋田市条例第6号。以下「休職条例」という。)第2条第1号の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する認可を受け、外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、研修等のため旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。
- (3) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者の定める事由が生ずること。

第4条の23第2項中「自己啓発等休業をし」の次に「、配偶者同行休業をし」を加える。

第13条の2第1号中「秋田市職員の休職の事由に関する条例(昭和61年秋田市条例第6号。以下「休職条例」という。)」を「休職条例」に改める。

第14条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 配偶者同行休業をしている職員

第15条に次の1号を加える。

(9) 配偶者同行休業をしている職員

第19条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第21条第2号中「又は第8号」を「、第8号又は第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第38号

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則(平成12年秋田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第22条 秋田市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年秋田市条例第53号)第2条の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第39号

秋田市火災予防規則の一部を改正する規則

秋田市火災予防規則（昭和48年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の表条例第23条第1項ただし書の項の次に次のように加える。

条例第50条の3第2項	火災予防上必要な業務に関する計画提出
-------------	--------------------

第5条の表条例第53条第5号の項の次に次のように加える。

条例第53条第6号	露店等の開設届出
-----------	----------

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第40号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第137条第1項中「で工期が30日間以上」を削り、同条第2項中「、契約金額が1,000万円以上で工期が150日を超えるものに限り」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の秋田市財務規則の規定は、この規則の施行の日以後に入札の公告等を行う工事について適用し、同日前に入札の公告等をした工事については、なお従前の例による。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第41号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「中心市街地活性化基本計画」の次に「（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第1項に基づく基本計画であって、その計画期間が平成20年7月から平成26年6月までのものをいう。）」を加える。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田市上下水道局職員の配偶者同行休業に関する規程をここに公布する。

平成26年6月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

秋田市上下水道局管理規程第8号

秋田市上下水道局職員の配偶者同行休業に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、秋田市上下水道局職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務復帰後における号俸の調整）

第2条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、局内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日およびその日後における最初の昇給日（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第5号）第26条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号俸を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第3条 配偶者同行休業をした職員の退職手当の期間の計算については、秋田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年秋田市条例第53号）の全部の適用を受ける職員の例による。

（配偶者同行休業）

第4条 この規程に定めるもののほか職員の配偶者同行休業については、秋田市職員の配偶者同行休業に関する条例の全部の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第12号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年6月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程（平成7年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 配偶者同行休業 法第26条の6に規定する配偶者同行休業をいう。

第12条第1項中「自己啓発等休業」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議 会 訓 令

秋田市議会訓令第3号

秋田市議会事務局

秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年6月5日

秋田市議会議長 鎌 田 修 悦

秋田市議会委員会傍聴規程の一部を改正する訓令

秋田市議会委員会傍聴規程（平成9年秋田市議会訓令第1号）

の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「受け付け」を「受付」に、「開会60分前から行い、開会30分前の時点で次条に定める定員を超えている場合は、直ちに抽選」を「開会前から所定の場所で行い、先着順」に改め、同条第3項中「申込みが」の次に「次条に定める」を加え、「先着順に」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第3号

教 育 委 員 会

関 係 各 所

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年6月30日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 英 憲

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市教育委員会職員服務規程（平成7年秋田市教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「非常勤職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を加え、「、必要な」を「必要な」に改める。

第2条第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 配偶者同行休業 法第26条の6に規定する配偶者同行休業をいう。

第5条第1項中「総務課長」を「教育委員会総務課長（以下「総務課長」という。）」に改める。

第12条第1項中「自己啓発等休業」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

上 下 水 道 局 訓 令

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局

関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年6月30日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「自己啓発等休業」の次に「、配偶者同行休業」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第147号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成26年6月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の名称
秋田市旭南地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者
旭南地区コミュニティセンター管理運営委員会
- 3 指定管理者の指定年月日
平成26年3月26日
- 4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 鏈野目 長 一
変更後 佐々木 政 昭
- 5 変更年月日
平成26年5月25日
- 6 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第148号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり廃止したので、同法第85条の規定により告示する。

平成26年6月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人晃和 会	川口ホームヘルパーステーション	秋田市榎山登町10番64号	平成26年 5月31日	訪問介護
社会福祉 法人晃和 会	川口ホームヘルパーステーション	秋田市榎山登町10番64号	平成26年 5月31日	介護予防訪問介護

秋田市告示第149号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成26年 6月 2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 プライム ハウス	デイサービスきたえる一む秋田泉	秋田市泉中央四丁目18番15号	平成26年 6月1日	通所介護、 介護予防通 所介護
株式会社 ジャパン ケアサー ビス	ジャパン ケア秋田 仁井田	秋田市仁井田新田一丁目5番14号	平成26年 6月1日	居宅介護支 援
社会福祉 法人賛成 福祉会	地域密着 型特別養 護老人ホ ームうぐ いす城東	秋田市広面 字宮田32番 地1	平成26年 6月1日	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護
社会福祉 法人賛成 福祉会	地域密着 型特別養 護老人ホ ームうぐ いす城東	秋田市広面 字宮田32番 地1	平成26年 6月1日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護

秋田市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 6月 2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称
長浜町内会
- 2 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、秩序ある生活を営むに必要な諸般を習得し、住み良く発展性のある地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
(1) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡

- (2) 美化・清掃等区域内の環境整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) その他目的を達成のために必要な事項
- 3 区域
本会の区域は、秋田市下浜長浜字長坂159番地2から秋田市下浜長浜字兜森150番地7までの区域とする。
- 4 主たる事務所
本会の事務所は、秋田市下浜長浜字荒郷屋70番地に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所
安 宅 一 男
秋田市下浜長浜字兜森150番地4
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
無し
- 7 代理人の有無
無し
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日
平成26年 6月 2日

秋田市告示第151号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成26年 6月 6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 12台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成26年 5月 2日から同月25日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成26年 6月20日から同年12月20日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035
 秋田市東通仲町4番3号
 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成26年6月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
調剤薬局ツルハドック 秋田御所野店	秋田市御所野元町一丁目1番17号	平成26年5月1日
米山消化器内科クリニック	秋田市御所野元町一丁目1番1号フレスポ御所野B-2	平成26年5月1日
市立秋田総合病院（歯科）	秋田市川元松丘町4番30号	平成26年4月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
市立秋田総合病院（歯科）	秋田市川元松丘町4番30号	平成26年3月31日

2 変更

名 称	開設者氏名又は名称	所在地	サービスの種類	変更(再開)年月日
ジャパンケア秋田仁井田	株式会社ジャパンケアサービス 代表取締役社長 馬袋 秀男	秋田市仁井田新田一丁目5番14号	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26年6月1日

名 称	開設者氏名又は名称	変更事項 (所在地)		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
ケアプランセンターひばり	合同会社びりーぶ 代表社員 齋藤 憲子	秋田市茨島二丁目15番29号 アーバンティ管鉄II-101	秋田市茨島四丁目3番36号 秋田アスレティッククラブ内	平成25年5月11日
名 称	開設者氏名又は名称	変更事項 (所在地)		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
ケアセンターひばり	合同会社びりーぶ 代表社員 齋藤 憲子	秋田市茨島二丁目15番29号 アーバンティ管鉄II-101	秋田市茨島四丁目3番36号 秋田アスレティッククラブ内	平成25年5月11日
名 称	開設者氏名又は名称	変更事項 (所在地・その他)		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
スマート・ケアプランセンター	合同会社仁成堂 代表 伊藤 俊治	秋田市山王中園町4番31号101号室 TEL 018-896-7018	秋田市手形新栄町4番1号 TEL 018-874-8552	平成26年5月15日

秋田市告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成26年6月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
小規模多機能型居宅介護事業所はる風	秋田市河辺和田字和田25番地9	平成26年5月1日
米山消化器内科クリニック	秋田市御所野元町一丁目1番1号フレスポ御所野B-2	平成26年5月12日
ショートステイ笑	秋田市広面字鬼頭105番地	平成26年5月1日
訪問看護ステーション笑咲	秋田市手形からみでん8番6号	平成26年5月1日
有限会社クリーンサプライ	秋田市八橋字下八橋191番地11	平成25年11月1日
ジャパンケア秋田仁井田	秋田市仁井田新田一丁目5番14号	平成26年6月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
小規模多機能型居宅 介護事業所はる風	秋田市河辺和田字和田25 1番地 9	平成26年 4月30日

秋田市告示第154号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成26年 6月12日

秋田市長 穂 積 志

- 公の施設の名称
秋田市西部市民サービスセンター
- 指定管理者
西部地域住民自治協議会
- 指定管理者の指定年月日
平成25年12月26日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 藤 澤 浩
変更後 小 島 初 男
- 変更年月日
平成26年 5月23日
- 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第155号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 6月13日

秋田市長 穂 積 志

- 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 送達すべき書類の名称
平成26年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第156号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 6月13日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受ける者の住所および氏名
別紙平成26年度固定資産税納税通知書 公示送達を受けるべき者一覧表（省略）のとおり
- 送達する書類
平成26年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第157号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 6月13日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成26年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第158号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 6月13日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成24年度および平成25年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第159号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成26年 6月16日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する 障害分野
前田 匡輝	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由
齋藤 浩史	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由
齋藤 秀和	秋田大学医学部附属病院	耳鼻咽喉科	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害

金田 遼	秋田大学医学部附属病院	消化器内科	肝臓機能障害
那波 康隆	医療法人正和会五十嵐記念病院	整形外科	肢体不自由
岩谷 真人	秋田赤十字病院	循環器科	心臓機能障害
春野 功	秋田赤十字病院	眼科	視覚障害
加藤 雅志	市立秋田総合病院	外科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害
佐藤 一洋	秋田大学医学部附属病院	呼吸器内科	呼吸器機能障害
藤原 康太	秋田大学医学部附属病院	眼科	視覚障害
佐藤 美帆	秋田大学医学部附属病院	眼科	視覚障害
太田 悠介	秋田大学医学部附属病院	眼科	視覚障害

秋田市告示第160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

平成26年 6月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
社会福祉法人北杜	特別養護老人ホーム中通アネックス	秋田市中通五丁目8番15号	平成26年6月15日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
社会福祉法人北杜	特別養護老人ホーム中通アネックス	秋田市中通五丁目8番15号	平成26年6月15日	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

秋田市告示第161号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 6月20日

秋田市長 穂 積 志

- 送達を受けるべき者の住所および氏名別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成25年度分市税督促状

秋田市告示第162号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 6月24日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
 - 平成24年度第10期国民健康保険税督促状
 - 平成25年度第3期国民健康保険税督促状
 - 平成25年度第4期国民健康保険税督促状
 - 平成25年度第5期国民健康保険税督促状
 - 平成25年度第6期国民健康保険税督促状
 - 平成25年度第7期国民健康保険税督促状
 - 平成25年度第8期国民健康保険税督促状
 - 平成25年度第9期国民健康保険税督促状
 - 平成25年度第10期国民健康保険税督促状

秋田市告示第163号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成26年 6月24日

秋田市長 穂 積 志

- 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市檜山城南新町28番15号
氏名 保坂 朱有吾
- 売りさばき所の所在地
秋田市寺内字イサノ27番地1
- 売りさばき所の名称
ファミリーマート秋田寺内イサノ店

秋田市告示第164号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成26年 6月24日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
山浦 玄武	秋田大学医学部附属病院	心臓血管外科	心臓機能障害
古谷 伸春	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由

伊藤 隆一	秋田大学医学部 附属病院	泌尿器科	じん臓機能 障害 ぼうこう・ 直腸機能障 害
澤村 昌人	秋田大学医学部 附属病院	腎臓内科	じん臓機能 障害
小原 綾乃	秋田大学医学部 附属病院	内科	じん臓機能 障害
加賀 一	秋田大学医学部 附属病院	内科	じん臓機能 障害
山本 竜平	秋田大学医学部 附属病院	泌尿器科	じん臓機能 障害 ぼうこう・ 直腸機能障 害

秋田市告示第165号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成26年6月25日

秋田市長 穂 積 志

- 公の施設の名称
秋田市東地区コミュニティセンター
- 指定管理者
東地区コミュニティセンター管理運営委員会
- 指定管理者の指定年月日
平成24年3月21日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 木 場 昭 博
変更後 大 井 光 弘
- 変更年月日
平成26年6月8日
- 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第166号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年6月27日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田県潟上市天王字西長根40番地14
ローソン秋田土崎港南二丁目店
有限会社エムズ
代表取締役 三 浦 卓

受託者の住所および氏名

秋田市檜山城城南新町28番15号
ファミリーマート秋田寺内イサノ店
店長 保 坂 朱有吾

教 委 告 示**秋田市教委告示第8号**

平成26年6月27日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室
に教育委員会定例会を招集する。

平成26年6月23日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 英 憲

選 管 告 示**秋市選管告示第13号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、
第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運
営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙
権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおり
であるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成26年6月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 50分の1の数 5,320人
- 3分の1の数 88,659人

秋市選管告示第14号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条にお
いて準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項
の規定に基づき、秋田市農業委員会委員の任期満了による一般選
挙を次のとおり行うので、同条第5項の規定により告示する。

平成26年6月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

- 選挙の期日 平成26年7月6日
- 選挙区および選挙すべき委員の数
第1選挙区 5人
第2選挙区 5人
第3選挙区 5人
第4選挙区 5人
第5選挙区 5人

秋市選管告示第15号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙におけ
る選挙長およびその職務を代理すべき者を、農業委員会等に関す
る法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙
法（昭和25年法律第100号）第75条第3項および農業委員会等
に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用す
る公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定
に基づき次のとおり選任したので、同令第81条の規定により告示
する。

平成26年6月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

平成26年7月6日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
選挙長およびその職務代理人

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選 挙 長	秋田市飯島字堀川69番地1	中島 辰悦
	職務代理人	秋田市飯島字天ノ袋43番地	筒井 幸雄
第 2 選挙区	選 挙 長	秋田市太平日長崎字本町79番地	須藤 孝俱
	職務代理人	秋田市太平中関字寺中85番地	嵯峨銀之助
第 3 選挙区	選 挙 長	秋田市新屋船場町1番17号	佐々木道藏
	職務代理人	秋田市新屋田尻沢中町14番10号	若月 壽
第 4 選挙区	選 挙 長	秋田市河辺大沢字堂ノ下98番地	佐々木治右 工門
	職務代理人	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲垣 和春
第 5 選挙区	選 挙 長	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷200番地	伊藤 義一
	職務代理人	秋田市雄和平沢字田中35番地1	秋山 勝

秋市選管告示第16号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成26年6月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

期 日 前 投票所名	所在地	設置する期間	対象者
秋田市選挙 管理委員会	秋田市山王 一丁目2番 34号	平成26年6月30日～ 平成26年7月5日	第1～第 3選挙区 の選挙人
秋田市河辺 市民サービ スセンター	秋田市河辺 和田字北条 ヶ崎38番地 2	平成26年6月30日～ 平成26年7月5日	第4選挙 区の選挙 人
秋田市雄和 市民サービ スセンター	秋田市雄和 妙法字上大 部48番地1	平成26年6月30日～ 平成26年7月5日	第5選挙 区の選挙 人

秋市選管告示第17号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準

用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、農業委員会等に関する法律施行令第6条において準用する公職選挙法施行令第49条の7の規定により読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成26年6月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

平成26年7月6日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田市選挙管理委員会			
	職名	住 所	氏 名
平成26年 6月30日	投 票 管理者	秋田市金足高岡字稲 荷林150番地	斉 藤 忠 一
	職 務 代理人	秋田市雄和平尾鳥字 中田101番地	進 藤 司
平成26年 7月1日	投 票 管理者	秋田市雄和左手子字 清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職 務 代理人	秋田市雄和新波字清 水木39番地	工 藤 堅 一
平成26年 7月2日	投 票 管理者	秋田市太平中関字寺 中66番地	田 口 慎 子
	職 務 代理人	秋田市雄和碓田字中 村6番地	鎌 田 久
平成26年 7月3日	投 票 管理者	秋田市雄和碓田字梵 天野103番地	那 須 新 一
	職 務 代理人	秋田市下北手梨平字 向田54番地2	長谷部 秀 徳
平成26年 7月4日	投 票 管理者	秋田市金足高岡字稲 荷林150番地	斉 藤 忠 一
	職 務 代理人	秋田市雄和平尾鳥字 西野4番地1	松 山 徹
平成26年 7月5日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地1	石 塚 小 枝 子
	職 務 代理人	秋田市雄和平尾鳥字 中田101番地	進 藤 司

平成26年7月6日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

河辺市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成26年 6月30日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田81番地	佐々木 金 満
	職 務 代理人	秋田市雄和女米木字 川崎7番地	石 井 浩 和
平成26年 7月1日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字鶴 養27番地	佐 藤 昭 久
	職 務 代理人	秋田市河辺畑谷字中 村15番地	稲 垣 和 春
平成26年 7月2日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台3番地1	石 塚 映
	職 務 代理人	秋田市上北手小山田 字小山田133番地	田 口 孝 美

平成26年 7月3日	投票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田81番地	佐々木 金 満
	職務 代理者	秋田市雄和女米木字 川崎7番地	石 井 浩 和
平成26年 7月4日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字鶴 養27番地	佐 藤 昭 久
	職務 代理者	秋田市河辺畑谷字中 村15番地	稲 垣 和 春
平成26年 7月5日	投票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台3番地1	石 塚 映
	職務 代理者	秋田市上北手小山田 字小山田133番地	田 口 孝 美

平成26年7月6日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

雄和市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成26年 6月30日	投票 管理者	秋田市雄和神ヶ村字 上開183番地	福 原 昭 夫
	職務 代理者	秋田市雄和繁字宿83 番地	斎 藤 盛 又
平成26年 7月1日	投票 管理者	秋田市雄和女米木字 高麓沢1番地	石 井 房 雄
	職務 代理者	秋田市雄和椿川字小 鹿野戸16番地	東海林 裕美子
平成26年 7月2日	投票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	職務 代理者	秋田市雄和左手子字 上野64番地1	佐々木 由紀子
平成26年 7月3日	投票 管理者	秋田市雄和平尾鳥字 中田102番地	酒 井 善重郎
	職務 代理者	秋田市雄和椿川字方 福87番地2	黒 崎 隆 一
平成26年 7月4日	投票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地4	金 千代司
	職務 代理者	秋田市雄和平沢字田 中35番地1	秋 山 勝
平成26年 7月5日	投票 管理者	秋田市雄和石田字前 田44番地	佐 藤 善 衛
	職務 代理者	秋田市雄和相川字高 野204番地2	今 川 清 宣

秋市選管告示第18号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票所を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成26年6月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

投 票 所 一 覧

投票 区	投票所名	住 所
1	飯島地区コミュニティ センター	飯島松根東町5番22号
2	上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地 5
3	下新城地区コミュニティ センター	下新城笠岡字堰場193番地4
4	金足地域センター	金足小泉字上前55番地
5	北部市民サービスセン ター	土崎港西五丁目3番1号
6	太平地域センター	太平日長崎字沼田42番地
7	下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地 1
8	外旭川地区コミュニティ センター	外旭川字四百刈76番地
9	上北手地区コミュニティ センター	上北手猿田字四ツ小屋29番 地1
10	添川地域交流センター	添川字添川103番地
11	広面小学校	広面字蟹沢29番地
12	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
13	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
14	(旧)八田小学校	下浜八田字餅田42番地
15	西部市民サービスセン ター	新屋扇町13番34号
16	豊岩地区コミュニティ センター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1
17	仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号
18	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場2番地 4
19	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地2
20	河辺岩見三内地区コミュ ニティセンター	河辺三内字外川原34番地1
21	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地2
22	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番 地1
23	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地6
24	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
25	河辺総合福祉交流セン ター	河辺北野田高屋字上前田表6 6番地1

26	戸島小学校	河辺戸島字本町123番地
27	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地 2
28	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
29	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
30	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地 3
31	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地 1
32	相川コミュニティセンター	雄和相川字銅屋111番地 1
33	雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48番地 1

34	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1
----	-------	--------------------

秋市選管告示第19号

平成26年 7月 6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

平成26年 6月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

平成26年 7月 6日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 （飯島地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市飯島飯田一丁目13番20号	保 坂 務
	職務代理者	秋田市金足岩瀬字岩瀬21番地 2	佐 藤 康 之
秋 田 市 第 2 投 票 区 （上新城地域センター）	投票管理者	秋田市上新城湯ノ里字家ノ前28番地	熊 谷 昭 男
	職務代理者	秋田市上新城保多野字家合83番地	三 浦 吉 壽
秋 田 市 第 3 投 票 区 （下新城地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市下新城岩城字槻ノ木98番地	石 川 敏 雄
	職務代理者	秋田市下新城小友字猿田沢157番地	宇 佐 美 喜 志
秋 田 市 第 4 投 票 区 （金足地域センター）	投票管理者	秋田市金足小泉字瀧向67番地	奈 良 康 雄
	職務代理者	秋田市金足浦山字浦山 1 番地	伊 藤 吉 治
秋 田 市 第 5 投 票 区 （北部市民サービスセンター）	投票管理者	秋田市土崎港西五丁目 5 番 1 号	亀 田 隆 悦
	職務代理者	秋田市土崎港北六丁目 2 番16 - 6 号	佐 藤 徳 司
秋 田 市 第 6 投 票 区 （太平地域センター）	投票管理者	秋田市太平目長崎字本町79番地	須 藤 孝 俱
	職務代理者	秋田市太平中関字寺中62番地 1	田 口 寿 誓
秋 田 市 第 7 投 票 区 （下北手地域センター）	投票管理者	秋田市下北手柳館字前面98番地	佐々木 紀 男
	職務代理者	秋田市下北手黒川字黒川115番地	須 田 義 広
秋 田 市 第 8 投 票 区 （外旭川地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 銀 逸
	職務代理者	秋田市外旭川字水口 6 番地	三 浦 善 仁
秋 田 市 第 9 投 票 区 （上北手地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市上北手大山田字大平沢25番地	嵯 峨 久 一 郎
	職務代理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地 2	今 野 芳 夫
秋 田 市 第 10 投 票 区 （添川地域交流センター）	投票管理者	秋田市添川字添川136番地	米 塚 一 成
	職務代理者	秋田市添川字添川78番地 1	荻 原 吉 美
秋 田 市 第 11 投 票 区 （広 面 小 学 校）	投票管理者	秋田市柳田字佐渡端59番地	鎌 田 鉄 之 助
	職務代理者	秋田市檜山大元町 7 番 1 号	鈴 木 源 太 郎
秋 田 市 第 12 投 票 区 （下 浜 羽 川 公 民 館）	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金 釜 計 悦
	職務代理者	秋田市下浜羽川字二十町59番地	中 津 川 洋
秋 田 市 第 13 投 票 区 （下 浜 長 浜 公 民 館）	投票管理者	秋田市下浜長浜字長坂157番地19	齊 藤 庄 洋
	職務代理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋52番地	山 岡 修 一
秋 田 市 第 14 投 票 区 （(旧)八 田 小 学 校）	投票管理者	秋田市下浜八田字水無38番地	伊 藤 英 一
	職務代理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細 部 芳 雄
秋 田 市 第 15 投 票 区 （西部市民サービスセンター）	投票管理者	秋田市新屋田尻沢中町14番10号	若 月 壽
	職務代理者	秋田市新屋船場町 1 番17号	佐々木 道 藏
秋 田 市 第 16 投 票 区 （豊岩地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字内縄尻 5 番地	嵯 峨 紀 夫
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴 木 時 雄
秋 田 市 第 17 投 票 区 （仁 井 田 小 学 校）	投票管理者	秋田市仁井田本町四丁目 1 番11号	佐々木 文 勝
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目 4 番23号	今 野 三 悦

秋田市第18投票区 (四ツ小屋幼稚園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋末戸松本字古川敷35番地	鈴木久志
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎昌範
秋田市第19投票区 (鶴養公民館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐藤昭久
	職務代理者	秋田市河辺岩見字鶴養23番地	佐藤忠孝
秋田市第20投票区 (河辺岩見三内地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市河辺岩見字杉沢谷3番地1	石塚映
	職務代理者	秋田市河辺岩見字東76番地	石塚正久
秋田市第21投票区 (萱森生活改善センター)	投票管理者	秋田市河辺三内字岩谷袋6番地	佐藤定次
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢11番地1	石塚三和
秋田市第22投票区 (田尻町内会館)	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地1	高橋義見
	職務代理者	秋田市河辺三内字曾場台152番地2	佐々木透
秋田市第23投票区 (赤平ふれあい館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木金満
	職務代理者	秋田市河辺大張野字山根16番地	佐藤渡
秋田市第24投票区 (三町内会公民館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高橋孝一
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石澤盛一
秋田市第25投票区 (河辺総合福祉交流センター)	投票管理者	秋田市河辺松測字松測3番地	伊藤秀和
	職務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木聡
秋田市第26投票区 (戸島小学校)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町59番地	佐々木清喜
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町69番地	藤田一志
秋田市第27投票区 (雄和基幹集落センター)	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福原昭夫
	職務代理者	秋田市雄和繋字宿83番地	斎藤盛又
秋田市第28投票区 (女米木自治会館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢1番地	石井房雄
	職務代理者	秋田市雄和女米木字川崎7番地	石井浩和
秋田市第29投票区 (萱ヶ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰149番地	京極藤美
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐々木俊郎
秋田市第30投票区 (種沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字太子前13番地	伊藤満
	職務代理者	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐藤勇悦
秋田市第31投票区 (平尾鳥会館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中田102番地	酒井善重郎
	職務代理者	秋田市雄和平尾鳥字中田22番地2	酒井志美雄
秋田市第32投票区 (相川地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金千代司
	職務代理者	秋田市雄和相川字高野142番地1	浦山勇人
秋田市第33投票区 (雄和市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市雄和石田字前田44番地	佐藤善衛
	職務代理者	秋田市雄和平沢字田中35番地1	秋山勝
秋田市第34投票区 (長者やま荘)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷200番地	伊藤義一
	職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地2	黒崎隆一

秋市選管告示第20号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に基づき、投票所を閉じる時刻を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年6月29日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚田 勇

- 投票区 全投票区
- 閉じる時刻 午後6時

秋市選管告示第21号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における開票の事務は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条の規定に基づき、選挙会場において選挙会の事務と併せて行うので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年6月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚田 勇

秋市選管告示第22号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙につき、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき、開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時を次のように定めたので、同法第78条の規定により告示する。

平成26年6月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚田 勇

- 開票事務と併せて行う場合

場所 第1選挙区	秋田市飯島松根東町5番22号 秋田市飯島地区コミュニティセンター
第2選挙区	秋田市太平日長崎字沼田42番地 秋田市太平地域センター
第3選挙区	秋田市新屋扇町13番34号 秋田市西部市民サービスセンター
第4選挙区	秋田市河辺北野田高屋字上前田表66番地

1
 秋田市河辺総合福祉交流センター
 第5選挙区 秋田市雄和妙法字上大部48番地1
 秋田市雄和市民サービスセンター

日時 平成26年7月6日 午後7時

2 無投票の場合

場所 秋田市山王一丁目2番34号 秋田市役所分館大会議室

日時 平成26年7月7日 午後3時

農委選挙長告示

農委選挙長告示第1号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成26年6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙
 第1選挙区選挙長 中 島 辰 悦
 第2選挙区選挙長 須 藤 孝 俱
 第3選挙区選挙長 佐々木 道 藏
 第4選挙区選挙長 佐々木治右エ門
 第5選挙区選挙長 伊 藤 義 一

1 平成26年6月29日 午前8時30分から正午まで

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所正庁

2 平成26年6月29日 正午から午後5時まで

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市選挙管理委員会事務局

農委選挙長告示第2号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙にお

ける選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、次のように定めたので告示する。

平成26年6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙

第1選挙区選挙長 中 島 辰 悦
 第2選挙区選挙長 須 藤 孝 俱
 第3選挙区選挙長 佐々木 道 藏
 第4選挙区選挙長 佐々木治右エ門
 第5選挙区選挙長 伊 藤 義 一

1 場所 秋田市山王一丁目2番34号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成26年7月3日 午後5時15分

農委選挙長告示第3号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙につき次のとおり候補者の届出があったので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第11項の規定に基づき告示する。

平成26年6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙

第1選挙区選挙長 中 島 辰 悦
 第2選挙区選挙長 須 藤 孝 俱
 第3選挙区選挙長 佐々木 道 藏
 第4選挙区選挙長 佐々木治右エ門
 第5選挙区選挙長 伊 藤 義 一

秋田市農業委員会委員一般選挙候補者

第1選挙区		候補者の氏名 届出の別	性別	本 籍 住 所	生年月日	党派別	職 業	推薦届出者	
届出 番号	届 出 年 月 日							住 所	氏 名
1	平成26年 6月29日	さ さ き よし あき 佐々木 吉 秋 (佐々木 吉 秋)	男	秋田県秋田市金足小泉 字上前3番地	昭和21年 10月3日	無所属	農 業		
		本人届出		秋田県秋田市金足小泉 字上前3番地					
2	平成26年 6月29日	つち た ひろ し 土 田 弘 資 (土 田 弘 資)	男	秋田県秋田市寺内鶴ノ 木74番地	昭和18年 2月21日	無所属	農 業		
		本人届出		秋田県秋田市寺内鶴ノ 木1番5号					
3	平成26年 6月29日	しら いわ まさる 白 岩 勝 (白 岩 勝)	男	秋田県秋田市上新城道 川字家ノ下124番地	昭和36年 12月26日	無所属	農 業		
		本人届出		秋田県秋田市上新城道 川字家ノ下124番地					
4	平成26年 6月29日	ふじ た まさ よし 藤 田 正 義 (藤 田 正 義)	男	秋田県秋田市飯島飯田 一丁目202番地	昭和20年 3月18日	無所属	農 業		
		本人届出		秋田県秋田市飯島飯田 一丁目4番20号					
5	平成26年 6月29日	す 磨 よし ろう 須 磨 良 郎 (須 磨 良 郎)	男	秋田県秋田市下新城岩 城字金光畑350番地	昭和24年 9月9日	無所属	農 業		
		本人届出		秋田県秋田市下新城岩 城字金光畑350番地					

第2選挙区											
届出 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名		性別	本 籍		生年月日	党派別	職 業	推薦届出者	
		届 出 の 別			住 所					住 所	氏 名
1	平成26年 6月29日	おのの 賢一 (小野賢一)		男	秋田県秋田市外旭川字 梶ノ目237番地		昭和27年 3月9日	無所属	農 業		
		本人届出			秋田県秋田市外旭川字 梶ノ目237番地						
2	平成26年 6月29日	すずき 尚一 (鈴木尚一)		男	秋田県秋田市上北手荒 巻字荒巻142番地1		昭和20年 1月20日	無所属	農 業		
		本人届出			秋田県秋田市上北手荒 巻字前田227番地						
3	平成26年 6月29日	おのば 與志雄 (小場與志雄)		男	秋田県秋田市榎山大元 町21番地		昭和17年 1月8日	無所属	農 業		
		本人届出			秋田県秋田市榎山大元 町7番1号						
4	平成26年 6月29日	すずき 久光 (鈴木久光)		男	秋田県秋田市太平山谷 字地主42番地		昭和19年 4月14日	無所属	農 業		
		本人届出			秋田県秋田市太平山谷 字地主42番地						
5	平成26年 6月29日	かわむら 一郎 (川村一郎)		男	秋田県秋田市下北手宝 川字大西ヶ沢21番地		昭和9年 2月25日	無所属	農 業		
		本人届出			秋田県秋田市下北手宝 川字大西ヶ沢21番地						

第3選挙区											
届出 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名		性別	本 籍		生年月日	党派別	職 業	推薦届出者	
		届 出 の 別			住 所					住 所	氏 名
1	平成26年 6月29日	すずき まきお (鈴木万喜夫)		男	秋田県秋田市四ツ小屋 小阿地字坂ノ下30番地		昭和24年 2月13日	日 本 共産党	農 業		
		本人届出			秋田県秋田市四ツ小屋 小阿地字坂ノ下30番地						
2	平成26年 6月29日	あいば 堅一 (相場堅一)		男	秋田県秋田市仁井田字 大野220番地		昭和25年 4月22日	無所属	農 業		
		本人届出			秋田県秋田市仁井田字 大野220番地						
3	平成26年 6月29日	おおた 誠悦 (大田誠悦)		男	秋田県秋田市下浜羽川 字大田23番地		昭和24年 7月3日	無所属	農 業		
		本人届出			秋田県秋田市下浜羽川 字大田23番地						
4	平成26年 6月29日	きさ 重美 (嵯峨重美)		男	秋田県秋田市豊岩豊巻 字内縄尻11番地		昭和13年 1月25日	無所属	農 業		
		本人届出			秋田県秋田市豊岩豊巻 字内縄尻11番地						
5	平成26年 6月29日	むく 真作 (武藤真作)		男	秋田県秋田市豊岩豊巻 字中沢33番地		昭和28年 2月28日	無所属	農 業	秋田市豊岩 豊巻字山口 147番地	古谷 恒夫
		推薦届出			秋田県秋田市豊岩豊巻 字中沢33番地						

第4選挙区											
届出番号	届出年月日	候補者の氏名		性別	本籍		生年月日	党派別	職業	推薦届出者	
		届出の別			住所					住所	氏名
1	平成26年6月29日	稲垣靖	男	秋田県秋田市河辺畑谷字中村6番地		昭和34年1月31日	無所属	農業			
		本人届出		秋田県秋田市河辺畑谷字中村6番地							
2	平成26年6月29日	田近金一	男	秋田県秋田市河辺諸井字大部264番地		昭和21年10月25日	無所属	農業			
		本人届出		秋田県秋田市河辺諸井字大部264番地							
3	平成26年6月29日	菅原正人	男	秋田県秋田市河辺赤平字中村54番地		昭和22年8月9日	無所属	農業			
		本人届出		秋田県秋田市河辺赤平字中村54番地							
4	平成26年6月29日	佐藤金正	男	秋田県秋田市河辺岩見字鶴養6番地		昭和18年10月9日	無所属	農業			
		本人届出		秋田県秋田市河辺岩見字鶴養6番地							
5	平成26年6月29日	鎌田英文	男	秋田県秋田市河辺岩見字萱森63番地		昭和24年2月18日	無所属	団 体 員			
		本人届出		秋田県秋田市河辺岩見字萱森63番地							

第5選挙区											
届出番号	届出年月日	候補者の氏名		性別	本籍		生年月日	党派別	職業	推薦届出者	
		届出の別			住所					住所	氏名
1	平成26年6月29日	伊藤洋文	男	秋田県秋田市雄和相川字銅屋309番地		昭和28年11月19日	無所属	農業			
		本人届出		秋田県秋田市雄和相川字銅屋309番地							
2	平成26年6月29日	斉藤信勝	男	秋田県秋田市雄和平沢字金沢77番地10		昭和27年12月23日	日 本 共 産 党	会 社 員			
		本人届出		秋田県秋田市雄和平沢字金沢77番地10							
3	平成26年6月29日	珍田美智彦	男	秋田県秋田市雄和新波字竹ノ花10番地3		昭和33年7月14日	無所属	団 体 員			
		本人届出		秋田県秋田市雄和新波字竹ノ花10番地3							
4	平成26年6月29日	斉藤善彦	男	秋田県秋田市雄和繁字上田面32番地		昭和27年1月1日	無所属	農 業			
		本人届出		秋田県秋田市雄和繁字上田面32番地							
5	平成26年6月29日	鈴木昇	男	秋田県秋田市雄和田草川字大沢口15番地1		昭和32年4月12日	無所属	農 業			
		本人届出		秋田県秋田市雄和田草川字大沢口15番地1							

農委選挙長告示第4号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について、第1選挙区において届出のあった候補者が5人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないので、同

条第5項の規定に基づき告示する。

平成26年6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙
第1選挙区選挙長 中島辰悦

農委選挙長告示第5号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について

て、第2選挙区において届出のあった候補者が5人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成26年6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙
第2選挙区選挙長 須藤孝俱

農委選挙長告示第6号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について、第3選挙区において届出のあった候補者が5人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成26年6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙
第3選挙区選挙長 佐々木道藏

農委選挙長告示第7号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について、第4選挙区において届出のあった候補者が5人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成26年6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙
第4選挙区選挙長 佐々木治右門

農委選挙長告示第8号

平成26年7月6日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について、第5選挙区において届出のあった候補者が5人で選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成26年6月29日

秋田市農業委員会委員一般選挙
第5選挙区選挙長 伊藤義一

農 委 告 示

秋田市農委告示第7号

平成26年6月24日午後2時秋田市雄和市民サービスセンターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成26年6月17日

秋田市農業委員会会長 佐々木吉秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 3 農用地利用集積計画（平成26年度第3号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件（9件）

5 競（公）売等適格証明申請に関する件

監 査 委 告 示

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成26年6月6日

秋田市監査委員 福原秀就
秋田市監査委員 高井宏司
秋田市監査委員 鳥井修
秋田市監査委員 三浦清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
宮本和之
東京都日野市大字上田255番地の13
関口恭三
東京都調布市仙川町一丁目12番地23
青山伸一
東京都三鷹市上連雀一丁目25番21-505号
石村英雄
東京都大田区久が原四丁目29番1号 ダイアハイツ久が原301号
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成26年6月26日から平成27年3月31日まで

上 下 水 道 局 告 示

秋田市上下水道局告示第21号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成26年6月6日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤佐太幸

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社ケーワイズ	小松康	秋田市土崎港北七丁目4番16号

- 2 指定年月日

平成26年6月2日

秋田市上下水道局告示第22号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成26年6月6日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤佐太幸

- 1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社ケーワイズ	小 松 康	秋田市土崎港北七丁目4番16号

- 2 指定年月日
平成26年6月2日

秋田市上下水道局告示第23号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成26年6月6日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代 表 者	所 在 地
佐藤施設	佐 藤 為 彦	秋田市將軍野南五丁目12番12号

- 2 廃止年月日
平成26年5月3日

秋田市上下水道局告示第24号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成26年6月6日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
佐藤施設	佐 藤 為 彦	秋田市將軍野南五丁目12番12号

- 2 廃止年月日
平成26年5月3日

秋田市上下水道局告示第25号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成26年6月19日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代 表 者	所 在 地
幸. 住設	幸 野 壽	秋田市飯島穀丁18番2号

- 2 廃止年月日
平成26年6月12日

秋田市上下水道局告示第26号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の

規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成26年6月19日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
幸. 住設	幸 野 壽	秋田市飯島穀丁18番2号

- 2 廃止年月日
平成26年6月12日

消 防 本 部 告 示

秋田市消防本部告示第1号

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）第50条の2第1項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に要件を定めたので、次のとおり告示する。

平成26年6月30日

秋田市消防長 小 林 博 美

秋田市火災予防条例第50条の2第1項に規定する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件は、次に掲げるものとする。

- 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しであって、次の(1)および(2)に掲げるもの
 - 1日における人出の予想が10万人以上の規模のもの
 - 主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模のもの
- 1に掲げるもののほか、消防長が人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認める催し

秋田市消防本部告示第2号

秋田市火災予防規則（昭和48年秋田市規則第16号）第5条に規定する申請および届出の様式の一部を改正したので、次のとおり告示する。

平成26年6月30日

秋田市消防長 小 林 博 美

- 改正した様式 別添のとおり
 - 改正年月日 平成26年8月1日
- 様式第1号の2（条例第50条の3第2項関係）

火災予防上必要な業務に関する計画提出書

年 月 日			
(宛先) 消防長			
届出者			
住所			
(電話)			
氏 名			
(法人の場合は、名称および代表者) 印			
防火担当者			
住所			
(電話)			
氏 名 印			
別添のとおり火災予防上必要な業務に関する計画書を提出します。			
指定催しの開催場所			
指定催しの名称			
開催期間	自 年 月 日 至 年 月 日	開催時間	開始 時 分 終了 時 分
1日当たりの人出予想人員		露店等の数	
使用火気等	<input type="checkbox"/> コンロ等の火を使用する器具 <input type="checkbox"/> ガソリン等の危険物 <input type="checkbox"/> その他 ()		
その他必要事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 印のある欄には、該当の印にレを付けること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

様式第11号の2 (条例第53条第6号関係)
露店等の開設届出書

年 月 日			
(宛先) 消防署長			
届出者			
住所			
(電話)			
氏 名 印			
開設期間	自 年 月 日 至 年 月 日	営業時間	開始 時 分 終了 時 分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の設置本数	

現場責任者氏名	(電話)
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 露店等の開設場所および消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

公 告

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成26年6月2日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	地積	最低落札価格
1	秋田市東通仲町442番	宅地	77.03㎡	1,756,284円
2	秋田市河辺三内字野崎35番24	宅地	433.48㎡	3,710,588円
3	秋田市河辺三内字野崎35番26他1筆	宅地・雑種地	452.63㎡	3,842,828円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- 場所 秋田市山王別館2階 第一会議室
- 入札 平成26年7月1日(火) 午前10時
(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)
- 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部管財課

5 入札保証金

- 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
- 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- 郵便による入札は認めないものとする。
- 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

- (1) 秋田市東通仲町442番
 - ア 日 時 平成26年 6月23日(月) 午前10時から午前10時30分まで
 - イ 集合場所 現地
- (2) 秋田市河辺三内字野崎35番24
 - ア 日 時 平成26年 6月23日(月) 午前11時から午前11時30分まで
 - イ 集合場所 現地
- (3) 秋田市河辺三内字野崎35番26他1筆
 - ア 日 時 平成26年 6月23日(月) 午前11時から午前11時30分まで
 - イ 集合場所 現地

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成26年 6月 9日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画地区計画 下新城中野地区計画

2 位置および区域

秋田市下新城野字街道端西地内

3 縦覧期間

平成26年 6月 9日から同月23日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前 8時30分から午後 5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成26年 6月 9日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 修 繕 名 秋田市立佐竹史料館および旧黒澤家住宅トイレ

修繕

- (2) 履行場所 秋田市千秋公園1番4号 秋田市立佐竹史料館
秋田市榑山字石塚谷地297番地99 旧黒澤家住宅
- (3) 履行期間 契約日から平成26年7月25日まで。ただし、佐竹史料館については同月7日から同月19日の期間で修繕を行うこと。
- (4) 修繕内容 設計図書を参照すること。
- (5) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支社、営業所等を有していること。
 - イ 秋田市管工事業に業者登録していること。
 - ウ 市税に滞納がないこと。
 - エ 秋田市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
 - オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成26年 6月23日(月) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市千秋公園1番4号
秋田市立佐竹史料館
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成26年 6月25日(水)（予定）
- (5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。

最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

エ 開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できる。

オ 落札者となるべき同価格の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引は辞退できないものとする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成26年 6月13日(金)午後4時までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

- (2) 申込書の提出

申込書の提出は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

- (3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成26年 6月 9日(月)から同月13日(金)までの毎

日、午前9時から午後4時までとする。

イ 受付場所 秋田市千秋公園1番4号
秋田市立佐竹史料館

ウ 申込書 秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成26年6月16日(月)にFAXで行う。

5 設計書および仕様書の入手に関する事項

- (1) 配布期間 平成26年6月9日(月)から同月13日(金)まで
- (2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 問合せ先

秋田市立佐竹史料館
電話 018-832-7892

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の平成25年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年6月12日

秋田市長 穂 積 志

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決 定 内 容					取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
市長	18	10	7	1	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
消防長	2	0	1	0	1	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	0	0	0	0	0	0	0
計	20	10	8	1	1	0	0

2 訂正請求および利用停止請求の処理状況

訂正請求および利用停止請求件数 0件

3 不服申立ての処理状況

不服申立て件数 0件

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、同条例の平成25年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成26年6月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決 定 内 容					取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
市長	44	25	18	0	0	0	1
教育委員会	9	7	2	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	4	4	0	0	0	0	0
消防長	3	1	2	0	0	0	0
議会	1	0	1	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	1	1	0	0	0	0	0
計	62	38	23	0	0	0	1

2 不服申立て処理状況

不服申立て件数 0件

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年6月16日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

医師の氏名	主たる場所	予防接種の種類
木 村 康 徳	秋田市下浜羽川字下山48番地132 下浜診療所	ジフテリア、百日せき、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎

2 追加年月日

平成26年5月17日

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、

同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成26年6月27日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
東北製鋼株式会社 代表取締役 小林 真喜雄
秋田県秋田市寺内字大小路207番地の13
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 土崎ショッピングセンター
所在地 秋田県秋田市土崎港南二丁目3番41号
- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗における駐車場の収容台数
変更前 792台
変更後 500台
- (4) 変更年月日 平成27年2月25日
- (5) 変更理由 屋上駐車場が日常的に使用されていない状況であり、事実上の遊休スペースとなっているため、このスペースの有効活用を考慮するとともに、実態に応じた収容台数に変更することで維持管理費の配分を適正化し、お客様へのサービスの充実を図るため

2 届出年月日 平成26年6月24日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成26年6月27日から同年10月26日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年6月30日

秋田市長 穂 積 志
(次のとおり略)

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成26年度第3号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年6月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号

秋田市農林部農林総務課